

## 長瀬町三丁目地内市有地活用事業者選定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 東大阪市所有の長瀬町三丁目地内市有地について、長瀬地域の活性化に資するべく有効活用を図るため、公募型プロポーザル方式により事業者を募集し、最優秀提案者及び次点提案者（以下「最優秀提案者等」という。）の選定を適切に行うため、長瀬町三丁目地内市有地活用事業者選定委員会設置要綱（以下「選定委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 選定委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 事業者の募集に関すること
- (2) 応募者からの提案内容の審査及び最優秀提案者等の選定に関すること
- (3) その他必要と認めるもの

### (組織)

第3条 選定委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 選定委員会は、委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 選定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 選定委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 選定委員会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

### (関係者の出席)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、選定委員会の会議に関係者の出席を求め、意見等の聴取をすることができる。

(庶務)

第6条 選定委員会の庶務は、社会教育部において処理する。なお、令和2年4月1日以降は都市魅力産業スポーツ部において処理する。

(その他)

第7条 この要綱の定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年3月12日から施行する。
- 2 この要綱は、本事業に関する賃貸借契約を締結した日にその効力を失う。

別表（第3条第1項関係）

経営企画部長

財務部長

建設局 都市整備部長

○建設局 土木部長

建設局 建築部長

上下水道局 下水道部長

◎教育委員会事務局 社会教育部長

【令和2年4月1日以降】

企画財政部長

◎都市魅力産業スポーツ部長

○土木部長

建築部長

下水道部長

社会教育部長

※◎委員長、○副委員長